

春日市児童センター指定管理者申請要項

春日市が設置する光町コミュニティセンター（光町児童センター）、毛勝児童センター及び白水児童センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、春日市児童センター条例（平成20年条例第25号）第10条第5項、及び春日市児童センター条例施行規則（平成20年規則第43号）第4条第3項の規定に基づき、当該施設の指定管理者申請要項を提示します。

1 施設の概要

管理対象施設の概要は次のとおりで、全施設を一括して管理運営します。

(1) 光町児童センター

ア 名称	春日市光町コミュニティセンター
イ 所在地	春日市光町2丁目180番地4
ウ 施設概要	
(ア) 構造	鉄筋コンクリート造2階建て
(イ) 土地面積	934.36㎡
(ウ) 延床面積	578.60㎡
(エ) 開館年月	平成10年4月
(オ) 施設内容	事務室、遊戯室、図書・集会室、児童室、トイレ（身障者用含む。）廊下、屋上運動場、倉庫等

(2) 毛勝児童センター

ア 名称	春日市毛勝児童センター
イ 所在地	春日市大土居1丁目38番地
ウ 施設概要	
(ア) 構造	鉄筋コンクリート造2階建て
(イ) 土地面積	635.00㎡
(ウ) 延床面積	567.57㎡
(エ) 開館年月	平成6年1月
(オ) 施設内容	事務室、遊戯室、図書・集会室、工作室、トイレ（身障者用含む。）廊下、倉庫等

(3) 白水児童センター

ア 名称	春日市白水児童センター
イ 所在地	春日市天神山1丁目213番地
ウ 施設概要	
(ア) 構造	鉄筋コンクリート造2階建て
(イ) 土地面積	1,230.81㎡
(ウ) 延床面積	625.39㎡
(エ) 開館年月	平成21年4月
(オ) 施設内容	事務室、遊戯室、図書室、集会室、工作室、幼児室、トイレ（幼児用・身障者用含む。）廊下、倉庫等、屋上運動場、屋外運動場

2 管理の基準

- (1) 管理運営に関する基本的な考え方
- (2) 法令等の遵守
- (3) 開館時間
- (4) 休館日
- (5) 利用者の範囲
- (6) 職員の配置基準

※ 上記内容については、別紙1-1（第2 業務実施条件）に記載のとおりです。

3 業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

指定管理者は、ここに定める業務の一部を委託することはできますが、全部を他の事業者へ委託することはできません。

- (1) 児童の健全育成に関する業務
- (2) 子育て家庭の支援に関する業務
- (3) 地域コミュニティとの交流活動の促進に関する業務
- (4) 地域子育て支援拠点事業に関する業務
- (5) 春日市児童センター条例施行規則第9条に規定する費用の徴収及び出納管理に関する業務
- (6) 管理物件の維持管理に関する業務
- (7) 運営委員会の開催に関する業務
- (8) その他児童センターの管理に関する業務で市長が特に必要と認めるもの

※ 具体的な業務内容及び履行方法は、別紙1-1（第3 指定管理者が行う業務等）に記載のとおりです。

※ 指定管理者は年度毎に、事業計画書と事業報告書をそれぞれ市長が指定する日までに提出しなければなりません。

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（予定）

指定期間満了時点で市長が業務の実績等を評価し、適切に管理を行うことができると認められるときは、公募によることなく、引き続き指定管理者の候補者となる場合があります。

※ 毛勝児童センターは、大規模改修のため休館期間を設けます。（令和5年度実施予定）

5 指定管理業務に要する経費等

(1) 指定管理料

市は、各年度、指定管理者に指定管理業務に要する経費を指定管理料として支払います。申請の際の事業計画書及び収支計画書については、下記の参考金額を指定管理料の上限として作成してください。

実際の指定管理料の額、支払期日、支払い方法は、指定管理者の提案額を基に、市と指定管理者が協議し、年度協定において決定することとなります。

なお、指定管理料と春日市児童センター条例施行規則第9条に基づく収入の合計が基本収入となります。

また、指定管理者が主催する自主事業に要する経費は、指定管理者の負担とします。

※ 参考金額（指定管理料上限額）

令和5年度 68,491千円（毛勝児童センター大規模改修のため、休館期間あり）

令和6～9年度 68,575千円

※ 毛勝児童センター大規模改修のための休館期間（10ヶ月前後予定）は、指定管理料を減額します。減算額については、工期決定後、協議の上決定します。

※ 指定管理料については、毎年度協議して決定します。このため、上記の参考金額がそのまま指定管理料にはならない場合がありますので御注意ください。

また、消費税が増税となった場合、予算の範囲内で指定管理料の上限額を変更する場合があります。

(2) 指定管理料等の精算

指定管理業務を適切に実施した上で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、独立した口座で適切に管理し、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

6 申請資格

指定管理者の指定申請ができる者は、子育て支援に関する事業実績を有する団体で、次の各号のいずれにも該当しない団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加資格の欠格条項に抵触する者）
- (2) 春日市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づく更正又は再生手続きを開始しているもの
- (4) 春日市、その他の地方公共団体から、過去に指定管理者の指定を指定期間の途中で取り消されたものの
- (5) 団体としての規約と代表者の定めのある団体でないもの
- (6) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等納入すべき税金を滞納しているもの
- (7) 春日市暴力団排除条例（平成22年春日市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは春日市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (8) 春日市公の施設指定管理者選考等委員会（以下「選考等委員会」という。）及び公募事務に関与した者及びこれらの者と関わりのあるもの
- (9) 行政や議会の関係者が役員及び構成員となっているもの

7 申請書類

別紙2のとおり

8 申請書類の提出について

- (1) 受付期間 令和4年6月10日（金）午後5時まで
- (2) 提出部数 原本1部・コピー13部
- (3) 提出先 春日市福祉支援部子育て支援課子育て支援担当
（春日市昇町1丁目120番地 いきいきプラザ内）
- (4) 提出形式 各書類にページ番号を付け、表紙・目次を付けてください。
左綴じとし、書類名（略称可）がわかるよう右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じること。その際の書類の順番は、別紙2（春日市児童センター指定管理者申請書類について）「1 申請書類」に掲げた順番としてください。

9 審査及び選考に関する事項

選考等委員会による書類審査及び面接審査を経て、市長が候補者を選定します。

(1) 書類審査（第1次選考）

提出された書類について書類審査を実施します。申請者の出席は必要ありません。

ア 日時 令和4年6月27日（予定）

イ 会場 春日市役所

(2) 面接審査（第2次選考）

書類審査（第1次選考）に合格した申請者に対し、面接審査を実施します。

代表者又は代理人の出席（2人以内）をお願いします。

ア 日時 令和4年7月22日（予定）

イ 会場 春日市役所議会棟1階 全員協議会室

※ 詳細は、別途連絡します。

(3) 選考基準

提出された書類及び面接の内容について、次に掲げる選考基準に基づき審査します。

ア 経営能力に関すること

(ア) 安定した管理運営を行うことができる業務遂行能力を有しているか。

(イ) 運営体制・組織力は整っているか。

(ウ) 同種または類似施設の運営実績があるか。

イ 維持管理に関すること

(ア) 施設の維持管理方針は適正か。

(イ) 危機管理体制は適正か。

ウ 業務運営に関すること

(ア) 市が求めるサービス水準を理解しているか。

(イ) サービス水準の維持、向上への方策は適当か。

エ 経営努力

(ア) 収支計画や経費に対する考え方は適正か。

(イ) 指定管理者の独自性

(4) 選考結果の通知

審査の結果については、選考後速やかに通知文書を送付します。また、春日市役所前掲示場にて審査結果を告示します。

10 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、平成26年9月に開催される春日市議会定例会での議決を受けて、指定管理者として指定されます。

11 協定の締結

指定管理者として指定されたときは、指定管理者と市との協議に基づき管理業務の細目等を定めた協定を締結します。

12 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、基本協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、市は指定管理者の指定を取り消し、当該協定を締結しないことがあります。

(1) 6の申請資格の要件を欠いたとき。

(2) 正当な理由をなくして協定の締結に応じないとき。

- (3) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (4) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 注意事項

- (1) 指定申請書等の提出後に、辞退をする場合には、辞退届を提出してください。
- (2) 申請書類等の内容は、明らかな間違い及び軽微な事項を除き、変更することはできません。
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 市は、指定管理者の選考経過の公表等が必要な場合には、申請書類等のうち必要な内容を公表できるものとします。なお、提出された書類は、理由のいかんに関わらず返却しません。
- (6) 申請書類等の著作権は申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合その他市長が必要と認めるときは、申請書等の内容を使用できるものとします。
- (7) 申請に関し必要な費用は、申請者の負担とします。
- (8) 審査の結果、適当な指定管理者が選考されなかった場合は、別途調整を行う場合があります。
- (9) この要項に定める事業は、以下に掲げる春日市議会定例会の議決を得ることを条件として進めています。
 - ア 選定された候補者についての指定管理者としての指定議決
 - イ 本件事業の実施に係る予算の議決

書類提出先・問い合わせ先

春日市昇町1丁目120番地

春日市福祉支援部子育て支援課子育て支援担当（担当：江平）

電話 092-584-1010 FAX 092-501-0051